○農林水産省告示第七百七十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）、あおざめ（南大西洋海域）並びによしきりざめ（南大西洋海域）に関する令和八管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年六月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）、あおざめ（南大西洋海域）並びによしきりざめ（南大西洋海域）に関する令和８管理年度（令和８年８月１日から令和９年７月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

764.54トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	762.54

第二　大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

3,950.05トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	3,935.05

第三　にしくろかじき（大西洋条約海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

328.10トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
にしくろかじき（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業	328.10

第四　にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

35.00トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業	35.00

第五　びんなが（南大西洋海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

2,337.50トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
びんなが（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	2,302.50

第六　めかじき（南大西洋海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

1,451.00トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
めかじき（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	1,450.00